



---

◆ 資料編

---



# 1 策定経緯

## ■平成28年度

年月日	会議等	内容
平成28年 7月5日	第1回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定方針</li> <li>・全体スケジュール</li> <li>・アンケートの概要</li> </ul>
7月20日	第1回 小美玉市教育振興基本計画等ワーキング 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各計画の策定方針</li> <li>・全体計画について</li> <li>・アンケートの概要</li> </ul>
7月29日	第1回 小美玉市教育振興基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状交付</li> <li>・諮問</li> <li>・策定方針及び全体スケジュール</li> <li>・小美玉市の特色ある教育について</li> <li>・アンケート調査の概要</li> </ul>
9月5日 ～9月21日	「小美玉市教育振興基本計画」に係るアン ケート調査の実施	<p>《調査対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市小・中学校に通う児童生徒の保護者 (小学2年生, 小学5年生, 中学2年生)</li> <li>・市小・中学校に勤務する教職員</li> </ul>
11月8日	団体ヒアリング実施①	<p>《対象者・団体》</p> <p>小学校校長会及び中学校校長会</p>
11月15日	団体ヒアリング実施②	<p>《対象者・団体》</p> <p>学校安全関係団体／保健関係グループ ／保護者組織関係団体</p>
11月16日	団体ヒアリング実施③	<p>《対象者・団体》</p> <p>社会教育関係グループ／図書館関係グループ ／スポーツ関連団体及び社会体育関係団体 ／公立幼稚園グループ</p>
11月29日	第2回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小美玉市の教育を取り巻く概況</li> <li>・市民意向の動向把握</li> </ul>
12月19日	第2回 小美玉市教育振興基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小美玉市の教育を取り巻く概況</li> <li>・市民意向の動向把握</li> </ul>
平成29年 2月27日	第3回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小美玉市教育振興基本計画について</li> <li>・小美玉市生涯学習推進計画について</li> <li>・小美玉市スポーツ推進計画について</li> </ul>
3月24日	第3回 小美玉市教育振興基本計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小美玉市の教育に係る課題の整理と展開方向</li> <li>・小美玉市教育振興基本計画の基本方針（案）</li> </ul>

■平成 29 年度

年月日	会議等	内容
平成 29 年 5 月 18 日	第 2 回 小美玉市教育振興基本計画等ワーキング 会議	・教育振興基本計画等施策調査・事業調査について
5 月 18 日 ～6 月 2 日	各課原案調査の実施	・計画策定にあたり担当課に原案調査を実施
6 月 2 日	教育長ヒアリングの実施	・小美玉市の学校教育の方針について ・小美玉市の生涯学習の方針について ・小美玉市のスポーツ推進の方針について
6 月 16 日	第 4 回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・小美玉市教育振興基本計画の構成について ・小美玉市の教育の現状と取組課題の整理 ・小美玉市教育振興基本計画の基本方針（案）
8 月 3 日	第 4 回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画 基本方針（案） ・小美玉市生涯学習推進計画 施策の展開と具体的施 策（案） ・小美玉市スポーツ推進計画 施策の展開と具体的施 策（案）
9 月 1 日	第 5 回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・小美玉市教育振興基本計画の概要 ・小美玉市教育振興基本計画の基本方針
9 月 22 日	第 6 回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・小美玉市教育振興基本計画の概要 ・小美玉市教育振興基本計画の基本方針
11 月 1 日	第 5 回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・小美玉市教育振興基本計画 素案 ・小美玉市生涯学習推進計画 素案 ・小美玉市スポーツ推進計画 素案
11 月 14 日	第 7 回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・小美玉市教育振興基本計画（素案）について
11 月 24 日	教育委員会	・小美玉市教育振興基本計画（素案）について（報告）
11 月 30 日	市議会全員協議会	・小美玉市教育振興基本計画（素案）について（報告）
12 月 18 日～ 平成 30 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施	
1 月 31 日	第 6 回 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	・パブリックコメント実施結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画 原案について ・小美玉市生涯学習推進計画 原案について ・小美玉市スポーツ推進計画 原案について
2 月 15 日	第 8 回 小美玉市教育振興基本計画審議会	・パブリックコメント実施結果報告 ・小美玉市教育振興基本計画（原案）について ・答申書（案）について ・答申
2 月 28 日	教育委員会	・小美玉市教育振興基本計画策定（議決）
3 月 2 日	市議会全員協議会	・小美玉市教育振興基本計画（報告）

## 2 小美玉市教育振興基本計画審議会

### (1) 小美玉市教育振興基本計画審議会条例

平成 28 年 3 月 25 日

条例第 6 号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、小美玉市における教育の振興の施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するにあたり、小美玉市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小美玉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から答申を行うまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例による審議会の最初の会議は、教育委員会教育長が招集する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(2) 小美玉市教育振興基本計画審議会委員名簿

No.	氏 名	第 3 条区分	役職・所属等	備 考
1	加 藤 崇 英	(1)	茨城大学大学院准教授	会長
2	廣 戸 隆	(2)	小学校長	副会長
3	皆 藤 正 造	(2)	中学校長	
4	藤 崎 芳 男	(2)	幼稚園長	
5	飯 島 利 武	(3)	社会教育委員兼公民館運営審議会議長	
6	鶴 町 和 夫	(3)	スポーツ推進審議会委員長	
7	古 関 文 暁	(4)	平成 28 年度 市 P T A 連絡協議会 会長	
8	小松崎 由美子	(4)	平成 28 年度 市 P T A 連絡協議会 副会長	
9	京 川 誠	(4)	幼稚園 P T A 会長	
10	本 田 仁 子	(6)	元教育委員	
11	本 田 理	(6)	本田記念財団理事長	
12	井 坂 真 理 子	(6)	小学校評議員	

敬称略 任期：委嘱の日から答申まで

### 3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会

#### (1) 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会設置要綱

平成28年6月30日  
教育委員会訓令第4号

##### (設置)

第1条 小美玉市教育振興基本計画及び小美玉市生涯学習推進計画並びに小美玉市スポーツ推進計画（以下「教育振興基本計画等」という。）の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市教育振興基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画等策定に係る調査等に関し評価検討すること。
- (2) 教育振興基本計画等策定に係る資料に関し助言すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

##### (運営)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長をもって充て、委員会の会務を総理する。

##### (会議等)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

##### (ワーキング会議)

第6条 教育振興基本計画等の策定に必要な調査・研究を行い、計画原案を作成するためワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は、別表第2に掲げる課等の職員をもって組織する。
- 3 ワーキング会議に会長を置き、会長は学校教育課長をもって充てる。

##### (アドバイザー)

第7条 計画原案の作成にあたって、専門的な見地から意見及び助言を得るため学術経験者等をアドバイザーとして招くことができる。

2 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

##### (事務局)

第8条 策定委員会及びワーキング会議の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

##### (その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

##### 附 則

- 1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この訓令は、策定委員会の所掌事務が終了した段階でその効力を失う。

附 則(平成29年教委訓令第2号)

1 この訓令は、平成29年5月18日より施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 教育長
(2) 市長公室長
(3) 企画財政部長
(4) 総務部長
(5) 保健衛生部長
(6) 福祉部長
(7) 教育部長
(8) 市民生活部長

別表第2(第6条関係)

(1) 企画調整課
(2) 健康増進課
(3) 子ども福祉課
(4) 社会福祉課
(5) 介護福祉課
(6) 学校教育課
(7) 施設整備課
(8) 指導室
(9) 学校給食課
(10) 生涯学習課
(11) スポーツ振興課
(12) 幼稚園
(13) 小学校
(14) 中学校
(15) 生活文化課

## 4 諮問書

---

### 小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市が目指す「個性豊かな教育・文化のまちづくり」の実現に向け、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる計画として、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき策定する「小美玉市教育振興基本計画」について、小美玉市教育振興基本計画審議会条例（平成 28 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、貴審議会の調査・審議を求めます。

平成 28 年 7 月 29 日

小美玉市教育振興基本計画審議会会長様

小美玉市教育委員会

## 5 答申書

---

### 小美玉市教育振興基本計画について

小美玉市教育振興基本計画審議会第 2 条の規定により、平成 28 年 7 月 29 日に諮問のあった「小美玉市教育振興基本計画」について、本審議会において調査・審議を行った結果、別紙のとおり、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、着実な進行管理に努めるとともに、基本理念である「夢と希望を抱き 自らの明日を切り拓く人づくり」の実現に取り組まれるよう要望します。

平成 30 年 2 月 15 日

小美玉市教育委員会様

小美玉市教育振興基本計画審議会  
会長 加藤 崇英